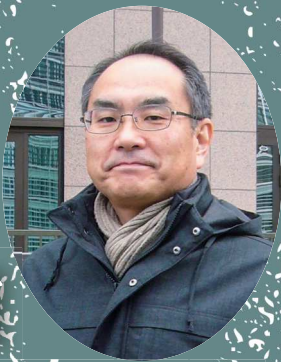


第62回 日弁連人権擁護大会プレシンポジウム

個人通報制度の実現と 国内人権機関の設置 ～メルボルン事件を通じて



1 基調講演

「個人通報制度」という希望の砦
—国際水準の人権保障を実現する—

阿部 浩己 教授
明治学院大学国際学部

個人通報を学ぶ

メルボルン事件から

個人通報事例

日本人で初めての

メルボルン事件とは

1992年6月、オーストラリアへのツアーに参加した日本人旅行者7名が、途中立ち寄ったクアラルンプールで、旅行者のうち4名の旅行用カバンを積んでいた車が盗まれた。翌朝、現地のガイドがズタズタに切り裂かれた4名の旅行用カバンを見つけて新しいスーツケースを4名に手渡した。4名はそのスーツケースを持って、オーストラリアに向かいメルボルン空港において入国しようとしたところ、渡されたスーツケースは2重底になっており中から末端価格13億円の大量のヘロインが発見された。直ちに、ツアーリーダーの日本人を含めた5名が麻薬密輸入の容疑で自由を拘束され取調べを受けた。彼らは、捜査段階、裁判で一貫して「運び屋にされた」と無罪を主張したが、スーツケースを持参した4名につき懲役15年、ツアーリーダーに懲役20年が確定した。

オーストラリアでの事件であったことから、5名は服役中の1998年、捜査、裁判において付された通訳人の通訳が十分でなく公正な裁判を受ける権利が侵害された等として、自由権規約違反を理由に自由権規約委員会に個人通報を行った。

2 パネル ディスカッション

パネリスト

阿部 浩己 (明治学院大学国際学部教授)
本多 千香 (メルボルン事件個人通報通報者)
藤原 精吾 (弁護士・兵庫県弁護士会)
正木 幸博 (弁護士・大阪弁護士会、
メルボルン事件弁護団)

参加費
無料

2019年8月31日 (土)

午後1時～午後4時

大阪弁護士会館

10階1001・1002会議室

主催：近畿弁護士会連合会 共催：日本弁護士連合会

申込先 : FAX 06-6364-7477

参加申込書

代表者氏名

参加人数

名

ご所属

連絡先(メールアドレスもしくは電話番号)

手話通訳を希望する

文字通訳を希望する

※ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、参加人数把握のために使用いたします。また、個人情報は、本イベント終了後、直ちに破棄若しくは消去いたします。

一時保育・一時預かりサービスを実施します(要予約・無料)

対象：原則、首がすわっている乳児～小学生相当年齢

時間：8月31日(土) 12:45～16:15まで

申込方法：8月16日(金) 17:00までに下記にお電話にてお問合せください。

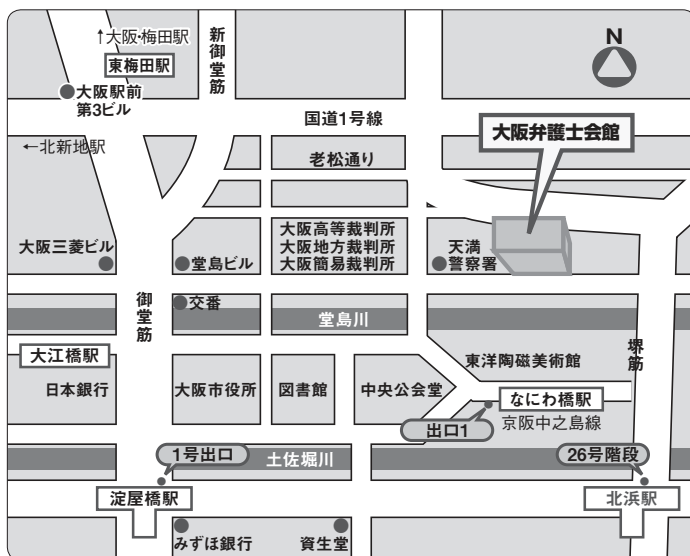
希望者に送付する申込書の提出をもって申込みが完了します。

備考：申込人数により、お断りさせていただくこともありますので、ご了承ください。



手話通訳、文字通訳
(要予約・無料)

※8月16日(金) 17:00までにお申し込みください。



【問い合わせ先】

近畿弁護士会連合会 人権擁護委員会担当事務局

TEL : 06-6364-1227
(大阪弁護士会人権課)

【アクセス】

〒530-0047

大阪市北区西天満1-12-5
大阪弁護士会館

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分